

令和6年度 第1回  
江戸川区子ども・子育て応援会議  
議事要旨

---

日時 令和6年7月5日（金） 午後2時00分から  
場所 総合文化センター 会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- （1）委員長、副委員長の選任について
- （2）「（仮称）江戸川区こども計画」の方向性、骨子の検討について
- （3）今後の保育ニーズを踏まえた対応について
- （4）「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況について

資料1

資料2

資料3

3 報 告 事 項

- （1）児童手当改正（拡充）について
- （2）江戸川区保育の質ガイドライン保護者向け冊子について

資料4

4 閉 会

事務局：子ども家庭部子育て支援課

令和6年度第1回 子ども・子育て応援会議 委員名簿

	所属機関・役職名	氏名	備考
1	玉川大学学術研究所 高等教育開発センター特任教授	笹井 宏益	
2	江戸川区私立幼稚園協会会長	米倉 弘喜	欠席
3	江戸川区認可私立保育園園長会会長	福井 徹人	
4	江戸川区立小学校長会副会長	鶴田 麗子	
5	江戸川区立中学校長会会長	川崎 純一	
6	江戸川区認証保育所連絡会共同代表	須永 尚子	
7	江戸川区青少年育成下小岩地区委員会委員長	榎本 敏枝	
8	江戸川区青少年委員会会長	米川 和則	
9	青少年育成アドバイザー東京会	山本 又三	欠席
10	江戸川区私立幼稚園協会PTA連合会会長	吉野 佳苗	
11	江戸川区認可私立保育園保護者連絡協議会理事長	林 美弘	
12	江戸川区立小学校PTA連合協議会会長	植草 和也	
13	江戸川区立中学校PTA連合協議会会長	松尾 泰典	
14	江戸川区認証保育所利用者代表	オストロンドルフ 花菜	欠席
15	東京商工会議所江戸川支部会長	森本 勝也	
16	連合江戸川地区協議会	小倉 正幸	
17	民生・児童委員協議会副会長	小田 一見	
18	江戸川区医師会	小島 博之	欠席
19	江戸川区歯科医師会副会長	清水畑 倫子	
20	公募区民	小川 昭子	
21	公募区民	武田 茜	
22	区議会議員(福祉健康委員会委員長)	堀江 創一	
23	区議会議員(福祉健康委員会副委員長)	本西 光枝	
24	健康部長	高原 伸文	
25	教育委員会事務局教育推進課長	飯田 常雄	
26	児童相談所長	高橋 章友	
27	子ども家庭部長	塚田 久恵	

## 1 開会

(事務局) 本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。只今より、令和6年度第1回江戸川区子ども・子育て応援会議を開会いたします。

本日の代理出席者及び欠席者については、お手元の委員名簿でご確認ください。なお、半数以上の委員の出席となりますので、本会議の開催要件を満たしていることをご報告いたします。

今回、会議の傍聴希望者が5名おりましたので、今から入室を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<委員了承、傍聴者入室>

新たな任期での最初の会議になりますので、委員長が選任されますまで、事務局にて進行させていただきます。

まず初めに、子ども家庭部長、塚田よりご挨拶させていただきます。

(子ども家庭部長) 皆さん、こんにちは。子ども家庭部長の塚田でございます。

本日は、お忙しいところ、また、とても暑い中、この子ども・子育て応援会議にご出席いただきましてありがとうございます。日頃から江戸川区の子どもたちのために、それぞれの立場からご尽力いただき感謝申し上げます。

この子ども・子育て応援会議は、平成21年に設置されました。委員の皆様には、多くの子育て施策に関わる貴重なご意見、ご助言を賜りまして誠にありがとうございます。

また、今回、新たに任期を迎えまして、一部の委員の方の交代もございました。新たに委員になられました皆様には深く感謝申し上げます。

さて、先日、1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率が発表され、全国では過去最低の1.20、そして東京都においては1を切って0.99という衝撃的な数字が発表されました。区市町村別の数字はまだもう少し公表が先になりますが、恐らく江戸川区においても同様の傾向の数字が出てくるものと予測しています。

こういった状況の中で、未来を担う子どものための区民基礎調査の結果においても、子育て家庭の状況や課題、子どもを持つにあたっての希望の数と現実の数の乖離といったことが浮かび上がってきております。こうしたデータの分析を踏まえながら、今後も少子化の解決に向けたさらなる取組み、そして今いる子どもたちの子育て支援をしっかりと進めていきたいと思っております。

そして、子育て支援というと、どうしても保護者目線の支援というところに行きがちです。もちろんそういったことも大切ですが、私たちとしては、子ども自身が本当に幸せなのかという視点で様々なことを考えていく必要があると思っており、そういったことで施策を進めていくことが大切であると思っております。子どもが子どもらしく元気いっぱい笑顔で過ごせること、そして、子育ての喜びを感じられることが、次の世代に繋がっていくものと思っております。

様々な少子化対策の施策が示されているところですが、個人的には、子育てを楽しむ保護者の笑顔や、そこで見られる子どもの笑顔が地域に溢れることが、子育てっていいな、子どものいる生活をしてみたいなどという考えに繋がり、少子化対策に一番繋がるのではないかと考えております。そういった地域社会を実現するためにも、江戸川区としてしっかり計画を持って進めていきたいと思っております。

今年度は、「(仮称)江戸川区子ども計画」を策定するに当たり、計3回の会議を予定しております。委員の皆様からは、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければと思っております。

本日はよろしく願いいたします。

(事務局) 続きまして、本日は新たな任期での最初の会議となりますので、委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。ご着席のままで結構ですので、ご所属とお名前のみお願いいたします。

<委員自己紹介>

(事務局) 皆様、ありがとうございました。

## 2 議事

### (1) 委員長、副委員長の選任について

(事務局) それでは、議事に入ります。はじめに、委員長、副委員長の選任についてです。委員長、副委員長は、条例に基づき、委員の互選により選出することとなっておりますが、いかがでしょうか。

(須永委員) 昨年度に引き続き、委員長は笹井委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<委員了承>

(事務局) それでは、委員長は笹井委員にお願いいたします。続きまして、副委員長につきましては、いかがでしょうか。

(堀江委員) 副委員長は、これまでどのような方が務めてこられたのか、事務局より伺えればと思います。

(事務局) 子ども・子育て応援会議は、地域の方からも広くご意見をお聞きす

る場として、例年、副委員長には地域でご活躍いただいている方にお務めいただいています。昨年までは青少年育成地区委員長会会長に務めていただいております。

(堀江委員) それでしたら、今回は榎本委員がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

<委員了承>

(事務局) それでは、副委員長は榎本委員にお願いいたします。

改めまして、笹井委員長、榎本副委員長よりご挨拶をお願いいたします。

(笹井委員長) このたび委員長を拝命しました笹井と申します。

私は、大学で生涯教育や社会教育を担当しておりますが、地域で子どもを育てるにあたっては、当事者である親御さんや、保育園、幼稚園の方、地域の皆さんの様々な意見を聞いて育てていこうと考えております。そういう意味では、この場で、皆さんの色々なお話を聞かせていただいて、行政としてどういう方向に進むのかが見えてくるので、私にとってもすごく楽しみで、勉強になるころだと思っています。

皆様のご協力をいただき、委員長の仕事を全うしたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

(榎本副委員長) 改めまして、どうぞよろしくをお願いいたします。

私は、江戸川区で生まれ育って、子育ても江戸川区でして、今、孫育てをしています。そういう中でお役に立つこと、考えていけることがあったら、一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(事務局) この後は笹井委員長に進行をお願いいたします。

## (2) 「(仮称)江戸川区こども計画」の方向性、骨子の検討について

(笹井委員長) それでは、次第に沿って進めさせていただきます。「(仮称)江戸川区こども計画」の方向性、骨子の検討について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 資料1『(仮称)江戸川区こども計画 策定に向けた検討』をご用意ください。

前回の子ども・子育て応援会議にて「(仮称)江戸川区こども計画」を策定する旨のご報告を行いました。今回、計画の具体的な方向性の案や進め方を決めましたので、委員の皆様からのご意見をいただきたく存じます。また、委員の交代がございましたので、今までの経緯等も含めてご説明をさせていただきます。

なお、こども計画は教育・保育施設や地域の子育て支援事業の見込みや確保策などを設定する子ども・子育て支援事業計画を包含する計画となっております。子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画は策定が義務化されており、この会議において意見を聞くこととなっております。そういった視点も含めてご説明をさせていただきます。

初めに、こども計画の策定に当たっての国などの動向についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。まず、各自治体がこども計画を策定する背景等についてご説明いたします。

こども計画は、令和4年6月に成立したこども基本法により、自治体での策定が努力義務となりました。各法令により様々な子どもに関する計画がありますが、一体のものを作ることが可能となっております。区としては、子どもに関する様々な計画を包含した計画にしていきたいと考えています。また、策定に当たっては、国のこども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、子どもや子育て当事者等の意見を反映することなどが必要となります。また、策定の目的として、国は、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる、こどもまんなか社会の実現を目指すことを自治体に求めています。区としても、国と目指す方向性は同じであると思っています。

今、区の子どもたちや子育て家庭が抱えている課題や、区で積極的に取り組んでいる「えどがわ50の子育てプラン」等の少子化対策の内容を含めた、子どもたちの最善の利益や良好な子育て環境の醸成を目指した総合的なこども計画を策定していきたいと考えています。

4ページをご覧ください。続きまして、国のこども大綱についてご説明いたします。この資料は、大きな枠組みを示したものとなります。抜粋して、一部ご説明いたします。大綱の中で、具体的な中身が書かれているのが、資料右側中段にある、『第3 子ども施策に関する重要事項』となります。分かりやすいように、それぞれライフステージごとに取組みが記載されています。

5ページをご覧ください。資料左側の『ライフステージを通じた重要事項』と、右側の『ライフステージ別の重要事項』、加えて、『子育て当事者への支援に関する重要事項』という三つの枠組みで構成されています。区の計画の骨子についても、この大綱を踏襲したものにしていきたいと考えております。ここまでが国等の背景のご説明とな

ります。

続きまして、計画策定に当たっての体制等についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。まず、計画策定に当たって様々な声を聞く必要があるという考えの下、昨年度、様々な方を対象にアンケートを行いました。以前の応援会議等でも概要を説明させていただいており、結果の概要版資料も送付させていただいておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。この調査結果を踏まえ、区の課題や状況を捉えて計画に反映させていきたいと思っています。

8ページをご覧ください。現在検討中の区のこども計画の概要や立ち位置についてご説明いたします。今回作成するこども計画については、令和6年度までが計画期間となっています。「未来を支える江戸川こどもプラン」の後継計画として策定したいと考えておりますので、その旨を記載しております。現計画である「未来を支える江戸川こどもプラン」は、区の総合的な子ども・子育てに関する計画となっておりますので、今回のこども計画の方向性とは大きく変わらないものになります。

次に、計画の方向性ですが、現計画では、国のこども大綱の策定範囲内である少子化対策や若者支援の要素が含まれておりませんので、その要素を加えた計画にしていきたいと考えています。

9ページをご覧ください。計画の位置づけについて、図で示したものがこちらになります。様々な計画を包含しながら、子どもに関する総合的な計画にしていきたいと思っています。

10ページをご覧ください。策定スケジュールになります。今年度中の策定に向けたスケジュールを想定しています。体制としては、庁内会議での検討などの結果を踏まえ、策定の節目に子ども・子育て応援会議の皆様にご意見をいただく予定です。また、最下段にありますが、子どもや関係団体への意見聴取を行う予定です。このような手続を踏まえ、計画を策定したいと思っています。

11ページをご覧ください。こちらは庁内の検討体制です。役所内の様々な子どもに関する部署が集まり、計画についての検討を進めております。

続きまして、計画の具体的な全体像や方向性についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。計画の方向性として、①から④に記載のとおりの方針で計画していきたいと思っています。記載の方針

を踏まえ、計画が目指す最大の目標、区が目指すべき姿として、子どもの最善の利益を実現する地域共生社会を掲げていきたいと思っております。この目標は現計画と同じものですが、子どもの権利条約やこども基本法等で全国的に進むべきものの変更がない状況ですので、継続した目標としていきたいと思っております。

次に、一番下にその目指すべき達成のための基本方針として、次の五つの柱を掲げたいと思っております。この視点を持った上で、次のページで計画の全体像や体系をご説明させていただきます。

14ページをご覧ください。こども計画の全体像についてのご説明となります。冒頭の第1章から第3章においては、計画の立ち位置や現状、考え方について記載します。第4章から第9章においては、具体的な政策を記載した区の実施について記載します。こども大綱の体系に合わせ、第4章から第6章では、ライフステージに合わせた支援体系を記載しつつ、第7章以降では、ライフステージによらない支援体系の記載をしていくような構成を考えています。なお、第4章から第9章の大項目、中項目の文言については、案として記載しており、今後調整を行っていきたいと考えています。最後に、第10章、第11章の中で、様々な計画の整備や体制整備、進捗の確認を記載するような構成を考えています。

15ページをご覧ください。ここでは、具体的な施策についての記載内容となります。第4章から第6章では、第4章の妊娠期から就学前、第5章の就学期、第6章の就学後というライフステージに応じた体系となっています。

第4章では、「4-1 安心できる出産・子育て」ということで、妊娠期からの支援から始まり、出産前後の母子保健の支援、家庭保育や保育施設などの保育環境の整備といった内容を記載していく予定です。一番右の小項目にあるような事業を、具体的な実施として記載したいと思っております。なお、記載内容は現時点の案ですので、具体的に載せる事業については、調査の上調整させていただきます。続いて、「4-2 乳幼児期の豊かな発達」ということで、愛着形成や幼児教育、保育の質の向上といった内容を記載しています。

第5章では、就学後から18歳までの支援として、まずは「5-1 生きる力を育む実施」として、様々な体験の機会づくりと、学校における学び等の実施について記載をしています。続いて、「5-2 すべての子どもの幸せな成長」ということで、学齢期における様々な困難事例に対する対応、子ども目線からの支援内容を記載したいと思

っています。

第6章では、18歳以降の若者支援ということで、現計画には記載のない新たな項目になります。計画の中身としては、「6-1 若者が活躍できる社会」として、「6-1-1 生活基盤の安定を図る支援」について記載するとともに、「6-1-2 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援」について記載したいと思っています。続いて、6-2では、少子化対策の観点から、結婚支援や新生活への取組みを記載できればと思っています。

16ページをご覧ください。ここでは、第7章から第9章まで、ライフステージではなく、家庭状況等に着目した支援を記載しています。

第7章では、困難な状況にある子どもへの支援を位置づけています。7-1では、ひとり親家庭への支援・貧困対策、障害児等への支援を位置づけたいと思っています。7-2では、経済支援として、区で行っている経済支援を網羅したいと思っています。先ほどの貧困対策と若干内容が重複しますが、こちらは状況によらず行っている給付を記載したいと思っています。

第8章では、子どもの命・安全を守る取組を記載しています。8-1では、主に虐待防止と対応、その後の社会的養育体制の整備について記載します。8-2では、防災・防犯や安全対策など、ハード面での体制を記載したいと思っています。

第9章では、子どもや子育てに優しい社会づくりとして、様々な機運醸成を記載したいと思っています。9-1では、「江戸川区子どもの権利条例」にあるような、子どもの権利・意見の尊重についての取組みを記載したいと思っています。9-2では、子育てを楽しいと思える環境の醸成として、区の豊かな地域力による子育て支援や企業によるワーク・ライフ・バランス推進などによる両立支援、地域の人材確保支援などを位置づけております。このような体系の下、計画を策定していきたいと思っています。

17ページをご覧ください。最後に、子ども当事者及び関係団体への意見聴取についてご説明いたします。先述のとおり、計画は子どもや関係者の意見を踏まえて作成することがこども基本法で定められております。そこで、計画策定に当たり、様々な声を基に策定を進めていく予定です。区民基礎調査でもご意見を聞き、計画への反映を考えておりますが、さらに様々な立場にある子ども本人への聞き取りや関係団体へのアンケートを行っていきたいと思っています。様々な状況の方がいらっしゃいますので、それぞれの状況に応じた手法でご意見

を聞きながら計画を策定していきたいと考えています。

次回の会議では、寄せられた意見などを紹介させていただきたいと考えています。

説明は以上です。

(笹井委員長) こどもまんなか社会を進めている中で、包括的な計画を作って、行政、民間も含めて、地域全体として子どもを育てていこうということは、とてもいい方向性だと思います。

だからこそ、皆さんのお考えをこの中に反映させていければと思いますので、ご意見、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

(小川委員) 私は里親をしております、小さい子どもから大きい子どもまで育てています。その中で、若いお母さんが笑顔で子育てを楽しめたらいいなと思っています。青年期の高等教育就学支援に関しては、親のいない子が奨学金などの支援のない中でどのように成長していけるのか、行政でも色々のご検討いただければありがたいです。

(松尾委員) 不登校は、江戸川区全体でも、国全体でも課題になっていと思いますが、子どもたちはもちろん、保護者が悩んでいるケースが多いと思います。子ども中心ではありますが、保護者に関しても視点を向けていただけるとありがたいです。経済的な支援というよりも、心の支援をご検討いただければと思います。

あと一つ、「子ども」の表記ですが、全部平仮名だったり、子どもの「子」が漢字になっていたり、何か意図があるのか教えていただければと思います。

(事務局) 「子ども」の「子」の表記ですが、国では、平仮名で表記することを推奨しています。従って、国の示す資料においては平仮名で記載しています。国のこども計画の「こ」も平仮名となっております。一方、区では、子どもの「子」は漢字で統一しております。

(松尾委員) では、「(仮称)江戸川区こども計画」の表記が、間違っているということですか。

(事務局) こちらは、国のこども計画に沿った計画であるため平仮名で記載しております。この名称は仮称ですので、今後検討させていただきたいと思います。

(林委員) 子ども食堂について、以前は孤立したお子さんの行く場所といったイメージがありましたが、最近では、親子で行って、いろんな体験ができる場所、繋がりがつくれる場所になりました。共育プラザに関しても、子どもの学習支援や、ユースサポートを行っていますが、共育プラザでそのような支援を行っていることを最近まで存じていません

でした。こういった情報を自分から取りに行かなければいけないというのは、子育てに悩んでいる親御さんにおいては、そこまで考えが行き着かないのではないかと感じております。

例えば、共育プラザ職員が小学校へ行き様々な情報をお伝えするなど、保護者や子ども直接伝わるようなあり方があったりするといいのではと感じているところなので、ご意見をさせていただきました。

(事務局) ご意見として承りたいと思います。

(福井委員) 14ページについて、この中で4章、5章が分けて記載されていますが、国では幼保小連携という切れ目のない支援をしていこうという考えがあります。その中で、4章と5章が分けて書かれている意図や、全体的な国との考え方の差はあるのか、ということをお聞きできればと思います。

また、就学前については、江戸川区で提示していただいた保育の質ガイドラインを保育園でも活用させていただき、区の姿勢を確認しています。とても良いことだと思います。

最後に、昨今、江戸川区の教員の犯罪があり、報道もされています。教員の質というのはここで問われないのでしょうか。全体の計画の中でとても重要なことだと思う中で、その点を述べられているところがほとんどありませんでした。

幼児教育・保育については、保育の質ガイドラインの件もあり、保育の質を上げていくという努力をしていますので、江戸川区全体として、18歳までの子どもたちに関わるものの質の向上をどのように考え、今後取り組んでいくのかということをお聞かせください。

(教育推進課長) 昨日からの報道により、多くの皆様にご心配をおかけして大変申し訳ございません。教育の質について、本計画の中でどのように位置づけるかということについては、事務局と調整してまいりたいと思います。

(事務局) 続きまして、1点目の幼保小連携についてお答えさせていただきます。計画の体系上、4章、5章ということで区切りをつけておりますが、国も示しているとおおり、小学校との連携は非常に大切なものであると認識しております。その視点を持って計画を策定していきたいと考えております。

(笹井委員長) ほかにいかがでしょうか。特に無いようでしたら次の議事に移りたいと思います。

### (3) 今後の保育ニーズを踏まえた対応について

(笹井委員長) 続きまして、「今後の保育ニーズを踏まえた対応について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 資料2「今後の保育ニーズを踏まえた対応について」をご覧ください。

初めに、直近の保育ニーズの状況、待機児童数等の状況についてです。左側のグラフは、平成25年度から令和6年度までの就学前人口と認可保育施設への申込者数の推移を示したものです。棒グラフについては、就学前の人口の推移を示しており、減少傾向です。また、折れ線グラフは認可保育施設の申込者数の推移を示していますが、令和5年度から6年度にかけ、増加傾向に転じており、認可保育施設のニーズの上昇がうかがえます。

右側のグラフは、保育定員数と待機児童数の推移を示したものです。折れ線が示すとおり、保育定員の拡大等により、近年待機児童数はゼロとなっております。

江戸川区の女性の就労率ですが、他の22区と比べて低く、30歳から34歳の女性の就労率で見ますと、77%で、23区で23番目という状況です。今後、様々な働き方が推進される時代です。勤労意欲、就労率の上昇などから保育ニーズも高まることが想定され、認可保育施設への申込者数の推移もそのことを示しているものと考えております。

次に、今後の見通しです。特に、小岩地区では大規模なマンションの建設が予定され、保育園の閉園等も予定されている地域です。将来を見据えた保育の受け皿を今から整備し、備えていく必要があると考えております。

また、今国会で成立いたしました改正子ども・子育て支援法により、令和8年度より、こども誰でも通園制度が始まります。この制度が始まりますと、通園を希望された場合、区はその希望に応じる義務が生じます。区としては、新たな需要に応じた受け皿を準備する必要があると考えております。

次に、今後のニーズを踏まえた対応ですが、初めに令和7年度に向けた対応を3点、ご説明させていただきます。

一つ目は、私立保育園の定員の弾力化の推進です。7月中に改めてご依頼をする予定です。

二つ目は、分園の設置です。特に需要の高い0歳から2歳について、分園の設置に伴う補助を行うべく準備を行っています。既に意向調査を行っており、今後、提案内容を踏まえて協議を進めていきたいと考

えています。

三つ目は、認可外保育施設への保育料の補助の拡大です。第2回定例会におきまして、補正予算が成立いたしました。今年の7月分から実施したいと考えています。

次に、令和8年度に向けた対応です。特に保育需要が高い4地区に6園程度の私立認可保育園の設置を考えております。4地区については、京成江戸川・京成小岩駅周辺に1園、JR小岩駅周辺に2園、篠崎駅周辺に2園、葛西駅周辺に1園の4か所、6園程度を予定しています。1園、60名程度、合計360名の定員を考えています。

私からの説明は以上です。

(笹井委員長) ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(福井委員) 大変なニーズをいただきまして、身が引き締まる思いで、保育所運営をさせていただこうと思っています。

江戸川区の女性の就労率が低いということについて、中里区政の頃から幼稚園に対して非常に手厚い補助をいただいていたという経緯がございました。その中で、幼稚園への就園率が非常に高く、幼稚園、保育園が共存していたのが江戸川区だったと私は認識しています。その中で、先ほどのニーズ調査の通り、非常に保育ニーズが増え、認可保育所の数が、平成元年には25園ぐらいだったものが、今は115園と非常に大きな数になってきております。その中で、待機児童ゼロということになっていますが、これを推し進めていくことによって、幼稚園に入る率が非常に下がっているというのが現状です。数字については、非常に危機的な状況で、幼稚園に子どもが入っていないということが見受けられます。

その点を踏まえ、バランスよく保育ニーズをクリアしていくことに対して、どのようなお考えがあるのかということをお聞かせいただけたらと思います。

(事務局) 今、保育園と幼稚園は様々な課題を抱えていると認識しています。また、資料でご説明したとおり、認可保育園に対するニーズは一定数あるものと認識しておりますので、そういった区民の願いも叶えていく必要があると思っています。幼稚園の現状も踏まえて、様々な課題に応じた対応を検討してまいります。

(笹井委員長) ほかにいかがでしょうか。特に無いようでしたら、次の議事に移りたいと思います。

#### (4) 「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況について

(笹井委員長) 次に、「江戸川区子ども・子育て支援事業計画の達成状況について」です。事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、子ども・子育て支援事業計画の達成状況についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

令和元年度に、「未来を支える江戸川こどもプラン」を策定し、その中で令和2年度から6年度までの5年間の事業計画を定めております。こちらの資料では、各項目の計画目標値と実績値を列記していますが、要点を絞ってご説明させていただきます。

「1. 教育・保育事業」をご覧ください。事業概要欄に記載のとおり、現計画の策定当時、区の重要課題として、待機児童の解消をプランの大きな柱としていました。少子化の進行により、子どもが減っていくことが見込まれる中で、様々な状況を勘案しながら、保育施設の整備を進めてまいりました。その結果、表に記載のとおり、令和2年度に203名いた待機児童が、令和3年度には49名になり、令和4年度以降は待機児童ゼロを継続することができております。1ページ目の一番下にある表「3号(0～2歳)」の3号合計欄をご覧くださいと分かりますが、令和3年度以降、計画を大きく上回る保育定員を実現してまいりました。

次のページをご覧ください。以降は、児童福祉法で規定されている地域子ども・子育て支援事業の達成状況になります。全部で11項目ございますが、令和2年度から5年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、実績値は総じて低くなっております。

(3) 地域子育て拠点事業をご覧ください。子育てひろばと呼ばれている事業ですが、こちらは子育てひろばの休室、もしくは利用制限などもあり、令和2年度、3年度の実績は伸びておりませんが、昨年度、5類に移行したことで徐々に回復傾向にあります。

(4) 一時預かり事業をご覧ください。こちらも子育てひろばと同様に回復基調にあります。ここで一つご説明させていただくのが、一番下段のベビーシッターによる一時預かり事業になります。年間16時間まで無料でご利用いただけまして、16時間を超えた場合も、児童1人当たり144時間まで1時間500円程度の負担でご利用いただけるものです。令和4年1月にスタートし、認知度の高まり、リピーターの増加により、年々実績が伸びています。

(6) 子育て短期支援事業をご覧ください。短期の宿泊を伴う保育事業ですが、支援を必要としている世帯の状況を考え、令和5年度に

減免の対象者と減免額の拡大をいたしました。併せて、利用上限日数を撤廃したところ、大幅に実績が伸びております。

最後に、（７）病児保育事業をご覧ください。こちらは、令和６年度の実績欄にはまだ記載はございませんが、今年度、１か所協力機関が増え、計６か所で実施しております。これで目標値どおりの、事務所管内に１か所ずつ、病児保育の体制が整いました。

これからも保護者の皆さんの負担が少しでも軽減され、子育てが楽しいと感じられる環境整備に柔軟に取り組んでまいります。

以上で、事業計画の達成状況についての説明を終わらせていただきます。

（笹井委員長） こちらの内容につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

（小倉委員） 資料３で待機児童がゼロになっているということですが、資料２でお話がありました女性の就労率が２３区で一番低いということとは、こういった関連性が考えられるのでしょうか。例えば、江戸川区は働く場所がなかったり、賃金が安かったり、そういう状況だと働ける状況にあっても働かないという人は多くなると思いますが。

（事務局） 女性の就労率について、７７％というお話をさせていただきました。これは国勢調査によるものから出した数字で、国勢調査の中での数字でしか分からないところです。従って、２３％の方がどのような状況でお勤めになっていないのか、ご自身で育児休業を取られているのか、そういったところまでの状況は把握できていないところです。確かにそのような資料があると、計画を立てる上では有益かと思いますが、そこまでの分析はできていないところです。

（小倉委員） 国は、女性の就労をすごく勧めていますよね。そうすると、江戸川区が一番低いというのは、逆行しているのではないかと思います。

（林委員） 憶測にはなってしまいますが、江戸川区は、最初はゼロ歳児を家庭で保育するということを推進していたと思いますので、その辺りが関連しているのかなと思っています。共育プラザでも一時預かりを実施しており、リフレッシュのための保育も可能なので、働かないということがマイナスではなく、子育てに専念できる区というところでこの結果が出ているのではないかなと、個人的には感じております。

（吉野委員） 発達障害などの事情があって家庭で保育していたり、保育園に朝早く連れて行って仕事をするのが難しかったりという場合もあるのかなと思います。幼稚園での他のお母さんとの立ち話ではありますが、子どもが小学生になった後も、様々な事情で仕事に行くのが難しか

ったり、仕事を始めるタイミングを逃してしまったり、という話をお聞きします。区の支援というよりも、子ども一人一人の状況によって、私たち母親が働けるかどうかというのは大きく左右されてしまうのかなと思います。

(笹井委員長) 難しい問題ではあると思いますが、それを説明するデータは今現在なく、それぞれのご経験から推測するということだと思います。いずれにしても、子どもが置かれた状況でなかなか働きに出られないということに対しては、我々が子育て支援を行い、子育てしやすい環境をつくってあげることが、就労の面でもプラスになるのではないかと思います。

ほかに、何かございますか。

(森本委員) 商工会議所の会員さんの声として、働いているお母様が、子どもが急に熱を出したり、調子が悪くなったりしたときに対応できる場所があれば助かるという声がよく聞かれます。今はもう前日に予約しておけば受け入れしていただけるような施設があるとお聞きしたことがあります。そういった緊急対応について、今後の計画等ございますか。

(事務局) 急な発熱等の受入先として、病児保育がございます。こちらについては事前の予約等も受けています。先述のとおり、今年度、新たに1施設開設いたしました。ニーズの高まりも感じておりますので、既存施設も定員の拡充を働きかけ、少しずつ受入数を増やしているところです。こういったセーフティネットとしての役割も、引き続き検討してまいります。

(本西委員) 数値的なことを伺いたいのですが、(6)子育て短期支援事業で、令和4年度まではコロナ禍があったので、すごく利用が少ないということもあるかと思いますが、令和5年度で利用数が倍ぐらいに伸びた理由をお聞きしたいです。

また、(10)新生児訪問・赤ちゃん訪問事業の備考で、赤ちゃん訪問事業は令和6年度より新生児訪問に一本化とありますが、こちらは、内容的には新生児訪問と同じなのかということを確認したいです。

(事務局) (6)子育て短期支援事業ですが、令和5年度から減免を行い、利用金額を1日3,000円から1,500円に設定し直したということ、対象者を生活保護受給世帯だけでなく、住民税非課税世帯まで含めた形で対象を広げたこと、利用上限日数の撤廃という、この3点により約倍増した数値となっております。

(10)新生児訪問・赤ちゃん訪問事業ですが、内容としては同じ事業であり、新生児訪問は予約制で、赤ちゃん訪問は予約をしなかつ

た方に出向いて行っていたという違いでした。令和5年3月から、子育て応援ギフトの申込要件に新生児訪問を受けることを付け加えたことで、新生児訪問が一気に上がり、反対に赤ちゃん訪問が約同数減ったということです。

(健康部長) 補足になりますが、赤ちゃん訪問は「赤ちゃん訪問員」という方がいらっしゃいましたが、今年から、おむつ定期便を開始し、赤ちゃんのいるお宅に訪問すると同時に、経済的支援として、おむつ等のサービスの提供もしておりますので、今年度からそういった見守りの形に切り替えております。

(笹井委員長) ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。

(須永委員) (6) 子育て短期支援事業の備考欄に、施設3か所と協力家庭5か所で実施したと記載がありますが、この施設3か所はどこなのでしょう。また、協力家庭とはどのような形で決められたのか教えてください。

(事務局) 施設ですが、そよ風松島荘、江戸川つむぎの家、わんぱく乳児院の3か所です。協力家庭は、登録していただいたご家庭にお願いしているところです。

(笹井委員長) ほかにございますか。特に無いようでしたら、報告事項に移りたいと思います。

### 3 報告事項

#### (1) 児童手当改正(拡充)について

(笹井委員長) 「児童手当改正(拡充)について」です。事務局よりご説明をお願いします。

(事務局) 令和6年6月5日、今国会で、国のひとり親手当、児童扶養手当や児童手当の改正法が成立しました。これを受け、児童扶養手当の改正については、今後周知を予定しています。ただ、児童手当については、改正に伴う対象者拡充の影響から、6月14日より、資料4のお知らせを区ホームページに掲載し、周知を開始しております。本日は、その概要と手続について簡単にご報告させていただきます。

資料4をご覧ください。児童手当は10月分から変わります。主な変更点は五つです。

一つ目は、支給対象児童が、現在の中学校修了前までの児童から、改正後は高校生年代までの児童に拡充されます。

二つ目は、所得制限がなくなります。

三つ目は、手当月額のうち、多子加算といわれる、第3子以降の手

当月額が拡充されます。現在は3歳から小学校修了までの児童が多子加算の対象となっておりますが、改正後はゼロ歳から高校生年代までの全児童に多子加算が適用され、月額も1万5,000円から3万円に変わります。

四つ目は、支給月が、現在の年3回、2月、6月、10月から、改正後は年6回の偶数月に支払う方法に変更されます。

五つ目は、多子加算の算定対象児童が拡充されるところです。現在は、多子加算の算定対象児童は高校生年代までとなっておりますが、改正後は、兄弟、姉妹などで、22歳の年度末までの子ども、いわゆる大学生相当の子どもについても、手当の受給者である親に経済的な負担がある場合には、算定対象児童になります。

この改正により、新制度の手続きが必要な方と不要な方がいます。

資料4「今回の改正（拡充）で、手続きが必要な方は？」という欄をご覧ください。こちらに記載のある方が、申請が必要な方になります。制度改正で新たに支給対象となる方や、多子加算の算定対象児童拡充によって影響がある方が、この①から④の方となっております、手続きがそれぞれ必要となります。

裏面をご覧ください。手続きの提出期限は10月18日となっております。この日までに手続きの書類提出がなかった場合は、12月の支給月には反映できません。ただし、今回の制度改正手続きについての最終提出期限は、特例として令和7年3月31日までとなっておりますので、そちらに間に合えば、10月分に遡って適用させていただきます。

また、手続きが不要な方については、中段の大きな枠で囲っている部分の方となります。児童手当を現在受給中の方で、ご申請いただいている児童情報や資格情報で新制度後も必要な情報が把握できる方は、手続きが不要となります。8月下旬頃に事前に制度改正のお知らせを送付し、12月上旬に手当額の改定の通知をお送りする予定です。

ご不明な点がございましたら、コールセンターにお問い合わせをいただければと思います。

(笹井委員長) もし、この件についてご質問等ございましたらどうぞ。

(小川委員) 私は里親をしており、対象児童がおりますのでこのお知らせを頂きましたが、その中で何点か疑問に思ったことがあります。

まず、お知らせの宛名に「里子（実名）の保護者様」と記載されておりました。保護者と表記されていたことに対して、里親であることを分かって送付しているのだろうか、と、素朴な疑問を持ちました。

二つ目は、多子加算に関してです。多子加算の算定対象として、児

児童手当受給者の経済的な負担を考慮するということになる、里子の場合、18歳年度末以降には経済的に自立しておりますので、多子加算の対象にはならない、ということかと思えます。しかし、親がいない里子こそ経済的な負担があると感じております。子どもの人数がいればもらえて、経済的な負担があっても条件によっては対象外になってしまうという、制度そのものに対する疑問があります。

三つ目は、資料4裏面の太枠の下に「児童が施設に入所しているなどの場合は、原則として、手当は施設の設置者等に支給されます」と書いてあるところについてです。この案内自体はとても親切ですが、せっかくここまで書いてくださるのであれば、里親の場合の必要書類を案内してくださるなど、コールセンターに問い合わせなくても理解できるような書き方であれば、より親切だと思えました。

今回は電話で問い合わせたところ親切に対応してくださいましたが、里親さんが今後増えていくことも考えられますので、感じたことをお話しさせていただきました。

里子さんをお預かりするにあたり、自立させるまでに様々な不安を感じたりもします。18歳までは里親が責任を持って育てていくわけですので、18歳から22歳までの子に対する対応については、区の中でももう少し考えていただきたいところです。よろしくお願いします。

(事務局) ご意見、ありがとうございます。児童手当は、児童手当法という国の法律に沿った制度になっておりますので、区としてというよりも、全国的な内容になっています。また、資料4のチラシについては、全ての対象の方、もしくは対象以外の皆様にも、制度についてご説明するような内容となっておりますので、里親さんに対して、もう少し詳細な内容の案内までは至らなかったところは非常に申し訳なかったと感じております。

いただいたご意見を踏まえて、今後検討してまいりたいと思います。

(笹井委員長) ほかにいかがでしょうか。特に無いようでしたら、次の報告事項にうつります。

## (2) 江戸川区保育の質ガイドライン保護者向け冊子について

(笹井委員長) 江戸川区保育の質ガイドライン保護者向け冊子について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 保育の質ガイドラインについてご報告いたします。令和5年度までの子ども・子育て応援会議の場で、ガイドラインの進捗状況や、完成のご報告をさせていただいたところです。今回、保育の質ガイドライ

ンの保護者向け冊子が完成いたしましたので、お手元に配付させていただいています。既に、保育園を通じて保護者の方には配布を行っています。また、保育園の利用を考えている方にもご覧いただけるように、区内の子育てひろばにも置かせていただいております。

これをもちまして、ガイドライン、サブノートとして保育者向けの冊子、今回の保護者向け冊子の三部作が無事に完成いたしました。ご協力いただきまして、ありがとうございます。この三部作は、区のホームページにも掲載していますので、どなたでもご覧いただけます。

保育の質ガイドラインの報告については、以上です。

(笹井委員長) この件について、ご質問等ございましたらいただければと思います。

<なし>

議事に沿って進行してまいりましたが、今日の議事に関連して、全体を通してのご意見、ご質問等がありましたら、改めてお聞きしたいと思います。あるいは、この場でご意見をおっしゃりたいという方がいらっしゃいましたら、どのようなことでも結構ですので、いただければと思います。

(武田委員) 先程の保護者向け冊子の2ページ目にある、「おむつ交換やトイレで排泄するタイミングは一人一人違います」という項目は、すごくいいなと思います。以前の保育園ですと、おむつ交換を一斉にされていたと思いますが、子どもの排泄に寄り添うという子育てによって、子ども計画策定に向けた検討にあるような、乳幼児期の愛着形成などがすごく育まれていくなと実感しています。

子どもの発達の土台になる部分として、食事、睡眠、愛着などがありますが、そこに加えて排泄がすごく大事だと感じております。しかし、排泄については、教室、講演などではなかなかフォーカスされません。排泄まで全部揃うことで、子どもがすくすく育っていき、社会的な生活や、勉強というものがその上に乗っかってきますので、その土台を小さいうちに整えてあげることがすごく大事だと思います。

子どもの健康と成長のためにも、子ども計画にあります「安心できる出産・子育て」、「乳幼児期の豊かな発達」というところに、排泄に関わることも入れていただけるといいなと思いますので、よろしくをお願いします。

(笹井委員長) 今のご意見も踏まえて、また計画の中身についてご検討いただければありがたいと思います。

他に、ございますか。

<なし>

これで、予定された議事は、全て終了しました。それでは、司会に進行を戻したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 4 閉会

(事務局) 長時間にわたり、ご討議いただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、令和6年第1回江戸川区子ども・子育て応援会議を閉会いたします。なお、今年度の子ども・子育て応援会議ですが、計3回の開催を予定しております。第2回の日程につきましては、委員長とご相談の上、改めてご案内させていただきます。

本日はありがとうございました。